

国有林野の管理経営に関する法律の特例 ～国有林野の貸付面積の拡大～

(国有林野活用促進事業 国家戦略特別区域法第16条の3 平成27年9月1日施行)

特例措置前

○林業用を含めた非公共用での貸付・使用については、対象面積は5ha以内と規定されている。

(規制の根拠)

国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第5号

ニーズ

○対象面積が一定規模に限定されていることから、経営規模を拡大することができない。



特例措置

○国家戦略特区においては、国有林野の活用促進のため、貸付け・使用の面積(上限)を10haに拡大する。



効果

○経営規模の拡大により地域の産業振興を後押しできる。